

第 352 回(令和2年 12 月)定例会

会派提案意見書案

令和 2 年 12 月 3 日

番号	件 名	提出 会派
意 1	骨髄移植の治療等特別な理由で抗体が失われた場合のワクチン再接種制度の整備を求める意見書	自民
意 2	国民健康保険等の第三者行為求償事務に係る損害保険会社からの届けの義務付けを求める意見書	自民
意 3	教育費の保護者負担の軽減を求める意見書	県民
意 4	ペット共生型社会における避難所整備の推進を求める意見書	県民
意 5	不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書	公明
意 6	住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書	公明
意 7	地域公共交通に資する自動運転技術の推進を求める意見書	維新
意 8	子宮頸がん対策の強化を求める意見書	維新
意 9	少人数学級への編制基準の見直しと教職員定数の改善を求める意見書	共産
意 10	コロナ禍における 75 歳以上後期高齢者医療の窓口負担 2 割への引き上げの凍結を求める意見書案	共産

意見書案 第 号

(自由民主党)

骨髄移植の治療等特別な理由で抗体が失われた場合の
ワクチン再接種制度の整備を求める意見書

近年の医療技術の進歩により、がんの治療成果は骨髄移植や化学療法等の実施により効果の上昇がみられる。しかしながら、治療のため骨髄移植等を行った場合、国で定められた定期予防接種を受け移植前に得られていた抗体が低下・消失し、感染症に罹患する頻度が高くなるため、必要に応じて再接種が必要となる。

がんの経験者は、治療中及び治療後一定期間、原疾患や治療に伴う免疫不全になるため、感染症に対する予防対策が生活上の重要な課題である。

現行の予防接種法では、治療による抗体の低下・消失後のワクチンの再接種は定期の予防接種ではなく、任意予防接種として接種費用は全額自己負担とされ、費用助成は各地方公共団体の判断に一任されているが、感染症の蔓延防止策は全国一律に行なうことが公衆衛生政策として不可欠である。

よって、国におかれては、骨髄移植後等の特別な理由で抗体が低下もしくは失われた場合のワクチン再接種について、経済的負担を軽減するとともに、健康被害が生じた場合には救済措置の対象とするため、予防接種に関する法令を改正し、当該再接種を定期接種として位置づけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

国民健康保険等の第三者行為求償事務に係る損害保険会社からの届けの義務付けを求める意見書

交通事故など第三者（加害者）の行為によって受けた傷病の治療費は、民法上の損害賠償の規定によりその加害者が被害者の治療費を負担することになる。被害者がその治療費を保険給付として受けた場合は、国民健康保険、後期高齢者医療制度または介護保険の保険者に対して「第三者行為による傷病届」を提出する必要がある。

この届けにより第三者行為求償事務手続きが進められるが、必ずしも届けが出されていない状況にあり、損害保険会社から届けの提出代行がなされるよう覚書が交わされているものの、特に加害者自身やその同乗者が治療を要した場合の事故事案の代行がなされず漏れが生じている。

よって、国におかれては、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の各保険給付の適正化を図り、各保険制度の財政基盤をより安定させ持続可能性を高めるとともに、効率的かつ確実に第三者に求償するため下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 第三者または被害者から損害保険金の請求があれば、損害保険会社が「第三者行為による傷病届」の提出を代行するよう法令上義務付けること。
- 2 損害保険会社が届けを怠った際の罰則を設けるなど強制力のある対策とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

教育費の保護者負担の軽減を求める意見書

これまで、子どもたちにゆたかな教育を保障すべく教育現場の改善はもとより、教育費の保護者負担を軽減し、誰もが等しく教育を受けることができるように様々な取組が行われてきた。

しかし今、新型コロナウイルス感染症の拡大が続くことで、企業の事業縮小や倒産といったニュースが度々報道されるように、雇用情勢は悪化し先を見通せない社会状況となっている。

このような状況下にあっても、子どもたちに教育の水準・機会均等を保障することは何よりも重要であり、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことも踏まえ、保護者の就労や所得に関わりなく子どもたちが安心して教育を受けられるよう、教育費の保護者負担の軽減に向け、教育予算を一層拡充するとともに制度を充実することが求められている。

よって、国におかれては、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 義務教育無償の原則を踏まえ、教育費の保護者負担の軽減を図ること。
- 2 高等学校等就学支援金制度の所得制限を撤廃するとともに、経済的な理由により就・修学を断念することのないよう、奨学給付金制度、入学支援金制度の創設を行うこと。
- 3 就学支援については、医療券の適用範囲の拡大など制度の充実と自治体間格差を是正するため十分な財源確保を行うこと。また、夜間中学など学齢を超えた生徒にも修学援助制度が適用されるよう関係法令を改正すること。
- 4 すべての子どもに等しく幼児教育の機会が保障される無償化制度を更に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

ペット共生型社会における避難所整備の推進を求める意見書

一般社団法人ペットフード協会の調査によれば、令和元年の犬・猫推計飼育頭数全国合計は、約1857万5千頭に達しているとされ、総務省の発表した15歳未満の「子ども」の数、約1533万人を大きく上回っている。また、少子化やライフスタイルの多様化が進む中で、多くの家庭においてペットが家族同様又は子ども同然に扱われる傾向が高まっていることも指摘されている。

しかし、平成30年2月に環境省が発表した「人とペットの災害対策ガイドライン」では、災害時にペットを飼い主と同じ避難所の同室で飼養管理することを意味しない「同行避難」が示され、直後の西日本豪雨では、広島・岡山・愛媛3県の避難所150か所の合計で、犬と猫あわせて66頭しかいなかったとされている。

新型コロナウイルス感染症の脅威が未だ収束しないなか、人命が最優先される避難所においてペット共生型の避難所を開設運営するためには、スペースなどの物理的な問題のほか、鳴き声や臭いなどの生活上の問題、アレルギーや感染症リスクといった衛生面の問題など、課題が山積しているのが現状である。

よって、国におかれては、発生翌日に最大で430万人が避難所へ行くことが想定されている、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくないと言われる状況で、早急にこれらの課題を解消した人とペットが共生できる避難所の整備・運営を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療費助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって、国におかれては、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書 第 号

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、下記の事項を速やかに実施されるよう、強く要望する。

記

- 1 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引き上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引き上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すととともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
- 3 セーフティネット住宅として空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナ感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 5 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。

- 6 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
- 7 刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
- 8 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。
- 9 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

地域公共交通に資する自動運転技術の推進を求める意見書

公共交通機関が少ない地方では、高齢化が進展し、高齢者は車を運転できなくなると移動が困難になる。交通弱者の足が確保されなければ、人口減少にさらに拍車をかける結果になりかねない。また地域公共交通は、運転士不足の深刻化や、赤字路線を維持するための財政負担の拡大といった様々な問題をかかえている。

こういった地域の移動に関する様々な問題を解消する一手段として、自動運転技術の進展に期待が高まっている。自動運転技術が実用化されれば、公共交通機関の運転士不足を解消するだけでなく、柔軟な運行による利用者の利便性を高めるとともに、赤字路線解消にもつながりうる。

こういった地方の声を反映し、国は本年 6 月 26 日に閣議決定した「国土交通白書」の中で「社会と暮らしのデザイン改革」をテーマに設定し、今後さらに深刻化していく少子高齢化や、地域交通の衰退を受けた対策に注力する方針を打ち出した。その中では、自動運転をはじめとする新技術の活用に加え、地域を越えた連携等による持続可能な地域公共交通の実現を目指し、同時に、コンパクトな街づくりと一体になった効率的な移動手段の提供に取り組むとしている。具体的には、すでに立案されている「未来投資戦略 2018」や「官民 ITS 構想・ロードマップ」に基づき、自動運転技術の確立と活用を重点分野として定め、限定された地域での無人自動運転による移動サービスを実現するとのロードマップを設定している。

自動運転の実現には、技術面・コスト面を含めて課題は多く、地域への普及にはまだ時間を要するであろう。しかし、国や自治体は、自動車メーカー、部品サプライヤー、IT 企業等との連携を強化し、着実に自動運転技術を進展させ、地域に利便性の高い交通ネットワークを提供することが、今後の地域振興には不可欠である。

よって、国におかれては、これらの観点から地域公共交通に資する自動運転技術の推進に一層注力されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

子宮頸がん対策の強化を求める意見書

日本において子宮頸がん罹患者は年間1万人を超え、子宮頸がんによる死亡者は約2,800人といわれている。しかし、国内の子宮頸がん検診は、40%前後と必ずしも高くない。

このような状況下、子宮頸がんの一次予防として2013年4月からHPVワクチンの接種が予防接種法に基づき定期接種化された。しかし、HPVワクチン接種後に重い副反応を疑う症状の報告が相次いだため、同年6月には厚生労働省が積極的な接種勧奨の中止を勧告し、「速やかに専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する」としたが、現在まで明確な方針は示されていない。

この結果、日本におけるHPVワクチンの接種率は、定期接種であるにもかかわらず、1%未満となっており、HPVワクチンが定期接種であることも、さらにはHPVワクチンの存在すらも知らない人が増加している。

よって、国におかれては、こうした事態を早期に打開すべく、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 子宮頸がん検診について、他の検診とともに受診率の向上を図る方策を検討すること。
- 2 子宮頸がんに対する知識と子宮頸がん検診の広報をさらに強めること。
- 3 自治体に対して、定期接種を勧奨する義務があることを再認識させ、周知に努めさせること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

少人数学級への編制基準の見直しと教職員定数の改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立させるためには、新型コロナウイルス感染症対策の徹底と、すべての子どもたちの学びを保障する指導体制を整備することが喫緊の課題である。子どもたちに対して、身体的距離の確保をしっかりと行うとともに、子どもたち一人ひとりの特性に応じた、きめ細かな対応をできるのが少人数学級である。

新型コロナウイルス感染拡大によって長期休校を余儀なくされた反省から、身体的距離を確保するために学級基準の引き下げが必要だとの声が高まっている。萩生田光一文部科学相は、公立小中学校の少人数学級導入について、新型コロナウイルス対策やきめ細かな教育を実現するためとして「30人学級を目指すべきだと考えている」と述べ、文部科学省は2021年度の予算編成で必要な経費を要求した。兵庫県においても、令和3年度国の予算編成等に対する提案の中で「感染症等の緊急時でも安全・安心な教育環境を確保しつつ、すべての子どもたちの学びを保障するため、学級編成基準及び教職員定数を見直す義務・高校標準法の改正を行い、少人数学級を早期に実現すること」と、新規に提案した。

よって国におかれては、少人数学級への編制基準の見直しと教職員定数の改善を図るとともに、教職員の増配置や学校施設の改修等に必要な財政措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

コロナ禍における 75 歳以上後期高齢者医療の窓口負担
2 割への引き上げの凍結を求める意見書案

厚労省は、75 歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担について、「全世代型社会保障検討会議」中間報告に基づき、現在の「原則 1 割」を、「一定所得以上は 2 割」に引き上げる案を社会保障審議会に示し検討を進めている。「団塊の世代」が 75 歳になり始める 2022 年度初めからの実施を目指し、年内に結論を出すとしている。

後期高齢者の窓口負担は現在、年収約 383 万円以上の人は「現役並み」として 3 割負担（全体の 7%、約 130 万人）であり、それ以外は 1 割負担（全体の 93%、約 1,685 万人）に分かれている。

1 割負担の人のうち「一定所得以上」を 2 割にするとした政府方針に基づき、住民税非課税世帯を除く約 945 万人（75 歳以上全体の 52%）を 2 割負担にした場合、1 人当たり年平均 3 万 4 千円の負担増になると厚労省は推計している。

高齢者の約 7 割は公的年金だけで生活しており、年齢が進むにつれて複数の診療科や医療機関にかからざるを得ず、受診回数も増えるため、年収に対する窓口負担割合で見ると、75 歳以上は 40～50 代の 2～6 倍近い負担をしているのが実態である。

日本医師会から「さらなる受診控えを生じさせかねない政策をとり、高齢者に追い打ちをかけるべきでない」との意見をはじめ、中止を求める声が相次いでいる。

コロナから高齢者をはじめ国民の命と健康を守る体制の強化をなにより急ぐべきことから、後期高齢者の窓口負担増の凍結を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。